

公益社団法人本宮市シルバー人材センター配分金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関し、必要な事項を定める。

(支払の原則)

第2条 就業した会員に対する配分金は、会員との合意に基づき、センターが指定する金融機関へその全額を振り込みにより支払う。ただし、振り込みに合意しない会員に対しては直接現金で全額支払うことができる。

2 就業した会員に会費等及び入会金に未納がある場合は、配分金から差し引いた額を支払う。

(支払日の原則)

第3条 会員が就業した場合の配分金は、毎月月末締め切り、翌月26日を支払日とする。ただし、支払日が金融機関の休日に当たる場合は、休日の前日支払とする。

(配分金の原則)

第4条 センターが受注する会員の就業に対する配分金相当額は、地域における最低賃金等を尊重しながらも、センターの目的を達成するに足る社会的評価を踏まえた内容とする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の就業に対する配分金の見積基準は、仕事の種類、内容、効率等を考慮し、理事会において定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、配分金に関し必要事項は理事長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。